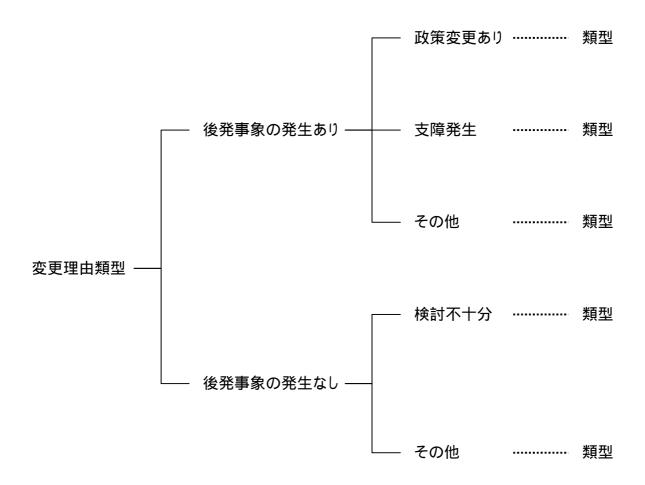
第5回外郭団体見直し検証専門部会資料

外郭団体改革基本方針の変更理由類型		P 1
外郭団体見直しに関する所管部局及び団体の主張		P 2
所管部局・団体の主張における「改革基本方針での検討不十 分」の理由、問題点(総括)	• • •	P 5
団体別シート		
(財)長野県建築住宅センター		P 6
(社福)長野県社会福祉事業団		P 7
(財)長野県文化振興事業団		P 8
(財)長野県中小企業振興センター		P 9
(財)長野県テクノ財団		P 10
(特)長野県住宅供給公社		P 11
(社)長野県農業担い手育成基金、(財)長野県農業開発公社、 (特)長野県農業会議		P 12
(財)長野県長寿社会開発センター		P 13
(社)長野県林業公社		P 14
(特)長野県土地開発公社		P 15
(特)長野県道路公社		P 16
(財)長野県下水道公社		P 17
(財)長野県暴力追放県民センター		P 18
(財)長野県消防協会		P 19
(特)長野県信用保証協会、(特)長野県農業信用基金協会		P 20

別冊「土地開発公社追加説明資料」

外郭団体改革基本方針の変更理由類型

(第4回専門部会 小林委員提出資料)



後発事象発生判断の基準時点は、県の改革基本方針公表時の平成16年6月10日とする。

外郭団体見直しに関する所管部局及び団体の主張 (現行の改革基本方針に対する考え方)

1 基本方針は変更しない (ただし、必要な当面の措置は実施)

団 体 名	所管部局及び団体の主張
建築住宅センター	耐震強度偽装問題対応のため、2~3年間県職員を派遣。
社会福祉事業団	事業団改革のため、本部に2年間県職員を派遣。
	西駒郷に必要な間県職員派遣、財政的関与。
文化振興事業団	管理職を担うプロパー職員が育成されるまで、おおむね5年間県職員
	(管理職)を派遣。
中小企業振興センター	産業振興戦略プランにより増加する事業を具現化し、プロパー職員等に
	よる推進が可能となるまで必要な県職員を派遣。

2 基本方針の変更 (最も主要な要因により分類)

(1)類型 政策変更

団体名	内容	所管部局及び団体の主張
テクノ財団	産業振興戦略プランにより位置付け	「県関与の継続」
	られた新たな事業展開に対応する必	・県職員派遣、人件費補助の実
	要性が発生。	施。

(2)類型 支障発生

団体名	内容	所管部局及び団体の主張
住宅供給公社	地方住宅供給公社法の改正により自	「事業の縮小」
	主解散規定が整備されたが、連帯債	・分譲事業は、既存団地の処分
	務契約等の債務の清算方法が規定さ	を待って終了。
	れず、実質上解散不可能。	・公営住宅の管理等受託機関と
		して県・市町村の支援業務に
		特化。
農業担い手育成基金	統合が可能となるよう国に要望した	「これまで実施してきた事務局
農業開発公社	が、国は法改正の予定無し。事務局	統合などの効率化された体制を
農業会議	統合など可能な改革を実施すること	今後も継続することとし、統合
	が有効。	は実施しない。」
長寿社会開発センター	他のセンター事業と一体的に運営で	「県関与の継続」
	きるよう、老人大学を県直営からセ	・老人大学をセンターへ委託。
	ンターへの委託に再度変更すること	・県職員派遣、人件費補助は継
	が有効。	続するものの他団体との事務
		局統合により事務局体制を整
		備。

(3)類型 その他の後発事象発生

団体名	内 容	所管部局及び団体の主張
林業公社	国の支援措置が講じられたため、公	「存続」
	社を存続して支援を受けたほうが有	・収入間伐の積極的な実施や分
	利。	収率の見直し等を引き続き実
		施し経営改善を図る。

(4)類型 検討不十分

4 / 規至 一揆的小十万	<u> </u>	CC 95 如 口 刀 3 3 四 4 ~ 1 3 5
団体名	内 容	所管部局及び団体の主張
土地開発公社	県と公社のどちらが用地取得業務を	「存続」
	行うのが有利かについて検討不足。	・組織・人員体制のスリム化(新
		規の職員採用は行わず、業務
		量が増える場合は県からの派
		遣等で対処)。
道路公社	県財政への影響とそれによる県民の	「団体の廃止時期の変更」
	負担、利用者の負担の有利不利につ	・H38 事業期限到来
	いて検討不足。	・県出資金 (219 億円 - 30 億円
		程度)を県に返還。
下水道公社	県と公社のどちらが流域下水道の管	「県関与の一部継続」
	理業務を行うのが有利かについて検	・プロパー職員の育成を進め、
	討不足。	県職員派遣は、おおむね5年後
		に廃止。
		・流域下水道の管理業務は、引
		き続き公社に委託。
暴力追放県民センター	警察にはないセンターの公的役割と	「県関与の継続」
	県の責任について検討不足。	・活動に支障を生じないよう財
		政的支援を実施。
消防協会	消防団の充実強化に向けた消防協会	「県関与の継続」
	の役割と県の公的役割について検討	・消防団の充実強化に対する県
	不足。	の役割・責任を踏まえ、協会へ
		の県関与を継続。
		・今後の協会活動の内容につい
		て関係者と検討。
信用保証協会	保証相手、関係する金融機関、電算	「現在の体制で事業の効率化を
農業信用基金協会	システムなどが異なり、統合の意義	図る」
	とコストについて検討不足で、かつ	(統合は実施しない。)
	統合のための法制度改正の見込みな	
	U.	

外郭団体見直しに関する所管部局・団体の基本的主張

1 検証対象団体全体を通じた見直しの考え方

検証の対象団体54団体のうち、重点検証団体18団体以外の36団体については、現行の 改革基本方針(「方針」)に沿って見直しを進める。

2 方針を変更しない団体

方針どおりの見直しを行える団体については、方針に沿って見直しを進める。

方針の問題点の一つとして、団体の体制整備等のスケジュールを考慮しないで性急に改革を 求めたきらいがあり、方針どおりのスケジュールで進めるには支障が生じている。

状況変化により業務が増加した、又はプロパー職員の管理職育成に一定の時間を要する団体については、方針に沿った見直しが可能となるまで最低限必要な期間、範囲で県の支援を継続する。 (建築住宅センター、社会福祉事業団、文化振興事業団、中小企業振興センター)

3 民間企業等が参入できる業務を行っている団体

公の施設の指定管理者になっている団体等将来見通しを含め民間企業等も参入できる業務を行っている団体については、方針に沿って団体の運営に対する県の関与は原則として廃止する。しかし、2と同様、団体の体制整備を考慮する必要があることから、プロパー職員の管理職育成等必要な体制整備を整えるまで最低限必要な期間、範囲で県の支援を継続する。(社会福祉事業団、文化振興事業団、下水道公社)

4 県と団体を連結ベースで捉えるべき団体

県の補完的業務を行っている団体については、県と団体をトータル(連結ベース)で見て団体の あり方を考えるべきであるが、方針ではその団体の業務の状況等にのみ着目している。

連結ベースで捉え、団体で行う、又は団体の制度的機能を活用した方がコストなどから有利な団体については、コスト削減等の見直しを行いながら、団体は存続、又は県支援を継続する。 (土地開発公社、林業公社、道路公社(事業期限まで)、下水道公社)

5 県が団体の公的役割に責任を持つべき団体

団体が行っている業務が公的な役割を担っており、

県の施策方針により新たな業務を行うこととなった団体

民間企業、市町村、個人等の参加・協力を得て事業を行っている団体

については、県としても責任を果たすべく、最低限必要な範囲で県の支援を行う。

(テクノ財団、中小企業振興センター、長寿社会開発センター、暴力追放県民センター、消防協会)

6 根本的な問題が生じている団体

方針では、法律等必要な制度が整備されていない等根本的な問題があってもそれを考慮せず 団体の廃止・統合を進めることとしたため、現実的には実施が不可能な状況にいたっている。

このため、事業の縮小、コスト削減等の見直しを行うこととし、団体の廃止・統合は行わない。 (住宅供給公社、農業担い手育成基金・農業開発公社・農業会議、信用保証協会・農業信用基金協会) 所管部局・団体の主張における「改革基本方針での検討不十分」の理由、問題点(総括)

1 県と団体の連結ベースでの視点

「団体の改革」を主眼とした結果として、特に県の補完的事業を行っている団体について、 県と団体あわせた県全体(連結ベース)での視点が欠けている。

(土地開発公社、道路公社、林業公社、下水道公社等)

2 県の責任、政策判断についての視点

団体そのものでなく、団体が行っている事業に対する県の責任についての視点 県の政策における団体又はその事業の位置づけ・政策判断についての視点 が欠けている。

(消防協会、中小企業振興センター、テクノ財団、暴力追放県民センター等)

3 大きな課題の存在の軽視、解決先送り

「あるべき姿」を最優先した結果として、法律等の制度的課題、手続き上の課題、県財政上の課題等各種の大きな課題の存在を考慮せず、又は解決を先送りしたまま結論を出している。 (信用保証協会・農業信用基金協会、林業公社、住宅供給公社、農業開発公社・農業会議等)

4 性急過ぎるスケジュールの設定

見直しを進めるにあたって前提となるプロパー職員の管理職育成や財政基盤の整備等に要する期間を短く設定したため、問題が生じている。

(社会福祉事業団、文化振興事業団、下水道公社)

(参考)改革基本方針における基本的考え方

各外郭団体が行っている業務の必要性

- ・社会経済情勢の変化等により事業そのものに必要性があるのかない場合は廃止
- ・本来は県が直接実施すべき事業まで外郭団体が行っていないか いる場合は県直営化 業務の効率性
- ・単独の外郭団体で効率的な事業実施ができているか いない場合は他団体との統合 外郭団体で実施することの当否
- ・NPOや民間企業といった多様な主体が参入できるものではないか できる場合は必要な見直し

県の関与の当否

・過度であるために外郭団体の事業実施の効率性が阻害されていないか いる場合は関 与の見直し

長野県出資等外郭団体 改革基本方針 検討課題

(財)長野県建築住宅センター (住宅部建築管理課)		
現在の改革基本方針等	所管部局及び団体の主張	
「県関与の廃止」	「基本方針は変更しない。」	
・ 建物の確認検査業務など、他の民間機関	ただし、構造計算適合性判定業務が軌道に	
の参入が可能な業務がある。	乗るまでの間(おおむね2~3年)業務に必	
	要な県職員を派遣	

耐震強度偽装事件の再発を防止するため、建築基準法が改正され、平成19年6月から、 知事若しくは知事が指定する者が構造計算適合性判定を行うこととされた。

県内では、有資格者が少なく民間で行える見込みがないことから、中立・公正な第三者機関として公益法人であるセンターを判定機関に指定して当該業務を行わせる方針である。しかし、センターにはそのための知識経験を有する職員がいないため、業務が軌道に乗り、職員の育成ができるまでの間、構造計算を専門とする県職員を派遣する必要がある。

(社福)長野県社会福祉事業団(社会部障害福祉課)

現在の改革基本方針等

「県の人的関与を廃止し、財政的関与のあり 方を見直す」

- ・ 他の民間社会福祉法人と同様、基本的には支援費制度で運営
- ・ 団体運営の自律化を図るため、県職員の派遣を段階的に廃止
- ・ H20年度以降は、基本的に支援費のみで運営(重度の利用者に係る経費など特別の経費は例外)

所管部局及び団体の主張

「基本方針は変更しない。」 ただし、以下の措置を講じる。

事業団改革を進めるため H 2 0 年度まで本部に、県職員 1 名の派遣を継続し、運営費の一部を補助

西駒郷の重度の利用者支援のノウハウを 継承するため概ね今後3年間の県職員派遣 の継続及び自立支援給付費を基本とした運 営が可能となるまでの間の財政的関与

(事業団本部)

従来の県準拠の給与体系から、民間社会福祉法人に準じた給与体系への移行など、事業 団改革を進める上での人材不足

(西駒郷)

これまで、地域生活移行を進めてきたが、重度の利用者の比率が高まっている状況であり、これらの方への適切なサービス提供のために、今後の地域生活移行の状況に応じた職員の確保が必要

平成18年4月導入の自立支援給付費による採算が困難な状況が発生

- ・職員給与の高さ
- ・分散した建物の配置、構造による職員数の削減の困難性
- ・重度の利用者の処遇のための職員配置の必要性

当分の間、必要な県職員派遣及び財政的関与を実施

長野県出資等外郭団体 改革基本方針 検討課題

(財)長野県文化振興事業団 (生活環境部生活文化課)		
現在の改革基本方針等	所管部局及び団体の主張	
「県の人的関与の抜本的な縮減」	「基本方針は変更しない。」	
・ プロパー職員の専門的なノウハウを活か	ただし、管理職を担うプロパー職員の養成	
し事業を展開するとともに、プロパー職員	に必要なおおむね5年間、事務局に県職員	
による自律的な経営が必要。	(管理職)を派遣	
・ プロパー職員を管理職に登用し、責任と		
創意工夫を発揮。		
・館長への専門知識が豊富な人の登用。		
・ 県派遣職員は事務局員及び学芸員等に限		
定。		
<u> </u>		

県の人的関与の急激な縮減により運営に支障。

- ・管理職を担う職員が育っていない。
- ・会計処理に精通した職員が少ない。

県の文化振興施策における事業団の位置付け、文化施設における指定管理者制度の適用 の今後のあり方については、別途県において検討する。

(財)長野県中小企業振興センター(商工部ビジネス誘発課)

現在の改革基本方針等

所管部局及び団体の主張

- 「県関与の抜本的な縮減」
- ・ 事業の選択と集中を行い、国庫補助事業 と県として政策的に実施する事業を効果 的に関連づけながら、新分野進出、起業支 援等を行う団体とする。
- 「基本方針は変更しない。」

ただし、産業振興戦略プランにより増加する事業を具現化しプロパー職員等による推進が可能となるまで、必要な県職員を派遣

- ・ 県派遣職員を縮減し、プロパー職員を中心とした専門家組織への転換を図る。
- 1 県は、平成19年3月に産業振興戦略プラン策定。財団が行う「マーケティング支援センター機能」等が、新たに位置付けられた。
- 2 このため、財団の業務に携わる職員を確保し、機能強化することが必要。
- 3 県が策定したプランの中で、財団に一定の役割を担わせる以上、県は支援の責任がある。
- 4 経済動向や国県施策の状況により変動する事業量に応じて、プロパー職員を増減することは難しい。職員を確保するためには、以下の理由から県から商工系技術職員を派遣することが最も適当。
 - ・県の商工系技術職員は、本庁、地方事務所、試験研究機関等において、商工関係の 専門的業務を行っており、また、企業等とのつながりもあることから、プロジェクト の企画運営やセンター事務局の管理運営に必要な知識・経験を有する。
 - ・国からの助成の受け入れ、大学とのつながりが多い人材である。

(財)長野県テクノ財団 (商工部ものづくり振興課)		
現在の改革基本方針等	所管部局及び団体の主張	
「県関与の廃止」	「県関与の継続」	
・ 産学が主体的に参加することが望ましい。	県職員派遣、人件費補助の実施	
・ 知的クラスターの終了時に県職員派遣、人		
件費補助を廃止する。		

理由 政策変更

- (1)県は、平成19年3月に産業振興戦略プラン策定。県と財団が連携し、「信州型スーパークラスター」形成のために産学官連携を推進する。また、「ナノテク・材料活用支援センター」を創設し、研究成果の普及を図っていくこととしている。
- (2)このため、財団の事務局体制を充実し、プロジェクト企画・運営の強化を図ることが必要。

(3)県の責任

- ・産学官連携による産業振興を行うためには、特定の大学、企業に偏らず産業振興の 視点から広く産学連携を進める必要があり、産学とともに公的立場の県が中心となっ て責任を果たすべき。
- ・県が策定したプランの中で、財団に一定の役割を担わせる以上、県は支援の責任がある。
- (4)他の団体と異なり、経済動向に左右される基金の果実を事業費に当てていることからプロパー職員の採用を控え人件費の低減を図っている。職員を確保するためには、民間企業、大学、市町村などから派遣してもらうことも選択肢となるが、民間企業や大学からの派遣は難しく、以下の理由から県から職員を派遣することが最も適当。
 - ・県の商工系技術職員は、本庁、地方事務所、試験研究機関等において、商工振興関係の専門的業務を行っており、また、企業等とのつながりもあることから、プロジェクトの企画運営や財団事務局の管理運営に必要な知識・経験を有すると伴に、派遣中に築かれた新たなネットワーク、経験は県に戻ってからも活用される。

理由 その他の後発事象発生

- 第 期知的クラスター創成事業提案中。平成19年6月採択見込み。
- 第 期終了時に県職員派遣、人件費補助を廃止するという現在の基本方針は、第 期 への対応を考慮しておらず、基本方針どおり実施した場合は、第 期事業への対応ができない。

(特)長野県住宅供給公社 (住宅部建築管理課)		
現在の改革基本方針等	所管部局及び団体の主張	
「事業の縮小」	「事業の縮小」	
(制度改正後に改革基本方針を見直し)	分譲事業は、既存団地の処分を待って終	
・ 住宅供給戸数は、十分需要を満たしてお	了。	
り、また、分譲住宅事業等は民間事業者に	公営住宅の管理等受託機関として県・市町	
よっても実施可能。	村の支援業務に特化する。	
・ 公社事業の縮小により、民間の事業実施		
機会を拡大。		

理由 政策変更

平成17年6月の公営住宅法改正により、県営住宅と市町村営住宅を一体的に管理することができる機関に位置付けられた。

この機能は、市町村以外では公社職員がみなし公務員であることなどから公社のみに 与えられた。この機能の活用や指定管理者制度により、公営住宅の管理等受託機関とし て県・市町村の支援業務に特化することが有効。

理由 支障発生

平成17年6月に地方住宅供給公社法が改正され、自主解散規定が新設された。

しかし、債務保証契約・損失補償契約などによる債務(合計300億円)の清算方法が規定されていないため、債務が清算されない限り、実質的に解散が不可能な状態のままとなった。

長野県出資等外郭団体 改革基本方針 検討課題

- (社)長野県農業担い手育成基金(農政部農村振興課)
- (財)長野県農業開発公社(農政部農村振興課)
- (特)長野県農業会議(農政部農業政策課)

現在の改革基本方針等	所管部局及び団体の主張
「制度的な制約を解消した段階で統合」	「これまで実施してきた事務局統合などの
・ 各団体の事業の関連が深いため、関連業	効率化された体制を今後も継続することと
務を集約して業務の効率化及び農業者へ	し、統合は実施しない。」
のサービス向上。	

理由 支障発生

統合が可能となるよう国に要望したが、国は法改正の予定無し。

- ・農業開発公社は収益事業を行う団体であり、公正さが要求される農業会議と統合すると問題が生じるというのが国の考え方。
- また、農業開発公社は農地転用(例えば、農地に農業用施設を建設する場合等)に関して許可申請をする立場であり、農業会議は農地転用許可申請の知事諮問に対して答申する立場であることから、両者はプレーヤーとアンパイアの関係と考えられ、統合することは問題がある。
- ・農地保有合理化法人である農業開発公社は、法令により県出資比率50%以上が要件とされているが、この要件を満たして団体を統合するためには、新たに17億円の県出資が必要。既に事務局統合や事務所のワンフロア化などを進めており、新たな県負担を行ったうえで統合してもメリットはほとんどない。

(財)長野県長寿社会開発センター (社会部長寿福祉課)		
現在の改革基本方針等	所管部局及び団体の主張	
「県関与の抜本的な見直し」	「県関与の継続」	
・ 賛助会活動は、賛助会員が主体的に企	・ 老人大学をセンターへ委託	
画・運営に携わる組織とするべきで、県は	・ 県職員派遣、人件費補助は継続するもの	
そのための支援をしていく。	の他団体との事務局統合により事務局体	
・ 県派遣職員の段階的縮減。	制の整備を図る。	
・ 老人大学の県直営化。		

類型 支障発生

(1) 平成 18 年度から、それまで県からセンターに委託していた老人大学が県直営化された。この結果、シニアリーダー実践講座、賛助会など引き続きセンターが実施している元気高齢者施策との連続性、一体性が失われ、事業への参加者が減少するなど、高齢者の生きがいづくり、社会参加の推進に支障が生じている。

老人大学の県直営化により、活動の担い手である賛助会員が減少している。

賛助会員数と賛助会費への影響

年 度	H16.3	H19.3	(B A)
個人会員数	7,612人 (A)	6,240人 (B)	1,372 人

賛助会費の影響額 = @3,000円× 1,372人 = 4,116千円

センターに老人大学を委託した場合は、下記のとおり消費税相当額のコスト増となる。 実施主体によるコスト比較(19年度予算ベースによる概算)

県が直接実施	センターが実施 (委託)	(B A)
52,484 千円 (A)	54,784 千円 (B)	2,300 千円

しかし、直営のままでは今後益々賛助会員が減少し、賛助会費への影響額が多大となり、元気高齢者施策全般への影響も大きくなる。

また、実際に委託を行う場合には、シニアリーダー実践講座との連携などにより 一層の経費の縮減を図る。

老人大学をセンターへ委託することにより、大量退職する団塊世代への元気高齢者施策を一体的に実施できる。

- ・老人大学から次のステップであるシニアリーダー実践講座や賛助会活動へと高 齢者を円滑に誘導することができる。
- ・元気高齢者施策の実施主体がセンターに一本化され、市町村など関係機関との連携を一層推進できる。
- (2) 県派遣職員を縮減してきたため、事務局の体制が弱くなっていることから、事務局 体制の充実を図っていく必要がある。

(社)長野県林業公社 (林務部森林整備課)		
現在の改革基本方針等	所管部局及び団体の主張	
「団体の廃止」	「存続」	
(財務条件等を満たした時点において)	収入間伐の積極的な実施や分収率の見	
・ 借入金が大きく、厳しい経営状況。	直し等を引き続き実施し経営改善を図	
・ 県行造林への移行を含め、県貸付金債務の	ప 。	
早期清算等の方策を検討する。		

理由 その他後発事象発生

公社の問題は、全国的な課題であり、国(林野庁)が公社支援のための対策(補助金、 交付金)を講じた。公社を廃止した場合は、支援策を受けられなくなり不利。

<短期コスト比較>

公社が受けられる国の支援措置	県が受けられる国の支援措置
低利資金への借り換え	借り換え、繰上償還とも時限措置
利子軽減6.4億円(H16~19)	(H19まで)のため適応されな
繰上償還	l Io
利子軽減6.7億円(H17~19)	
交付金 3.3億円(H14~18)	交付金 円

<長期コスト比較>

交付金 5 . 5 億円	交付金 円
--------------	-------

交付金は暫定措置として、現在の改革実施プランにはカウントされていないが、 H 1 9 以降も継続された。

県が公社に対して行っている無利子貸付金に対して、特別交付税(H18算定額650万円)が毎年県に交付される見込み。

理由 検討不十分

県全体(連結ベース)で見た場合の有利不利についての検討不足

- (1)現在の改革基本方針では、「県行造林に移行」するとしているが、消費税(16億円) や契約変更など移行のためのコストがかかる。この問題の存在は、現在の改革基本方針 策定時に認識されていたが、無視して結論を導き出している。
- (2)間伐等の育林業務を県で直接実施する場合と、公社が実施する場合との有利不利の 分析をしていない。(公社を廃止した場合には、県が直接業務を行わなくてはならない が、その場合の県組織拡大のコストが考慮されていない。)

(特)長野県土地開発公社 (企画局土地対策室)		
現在の改革基本方針等	所管部局及び団体の主張	
「団体の廃止」 ・ 産業団地など長期保有土地が多く、放置すると県財政に影響。 ・ 用地先行取得は、事業規模が縮小しており、県直営で現年 度取得と一元的に行ったほうが効率的。 H 2 0 用地取得業務終了	「存続」 組織・人員体制のスリム化 (新規の職員採用は行わず、 業務量が増える場合は県から	

理由 政策変更

H 2 4 解散

H 1 8 村井知事就任。「必要な公共事業は行う。」方針に転換。今後も用地取得業務は一定量(年間 4 0 億円以上)存続する見込み。(現に H 1 9 の公共事業費は、 H 1 8 に比べて増加した。)

の派遣等で対処。)

理由 支障発生

長野国道工事事務所から長野東バイパスの用地取得業務の依頼があったが、H20以降にまたがる業務であったため受託できなかった。(長野市土地開発公社が対応。他の市町村土地開発公社では、人員体制からみて対応困難となる見込まれる上、29町村では土地開発公社は未設置。)

また、国(国土交通省)から、直轄事業の用地取得について、今後も県土地開発公社に 委託したいとの意向が示されている。

理由 検討不十分

県全体(連結ベース)で見た場合の有利不利について検討不足

- (1)現在の改革基本方針では、一定量の用地先行取得があることを前提としつつ、県が直接 行っている現年度用地取得と一元化するとしているが、県での直接実施と公社活用との有 利不利の分析をしていない。
 - ・公社職員のほうが用地取得業務の経験が長く(県職員は経験5年未満が70%以上に対して公社職員は全員が経験5年以上。) 一般的には能率が高い。公社を廃止すると、この公社職員のノウハウを活用できなくなる。
 - ・公社の制度面でのメリットが活用できる。

県が直営で行う場合より財源措置の選択肢が広がる。(民間資金活用が迅速にできる。) 譲渡所得の控除といった公有地拡大推進法の制度により、県が行う場合と同様の措 置が活用できる。

- (2)公社存続のコストは大きくないが、そのことが考慮されていない。
 - ・用地取得業務の人件費、事務費は県直営でも公社活用でも必要。
 - ・土地開発公社に対する県からの財政支援は、法定の共済関係費用のみである。
 - ・事業量に応じた適正な人数以上の職員を抱えると将来に渡って固定費が課題となるが、 公社職員は今後の退職によりH24には5人まで縮小する見込み。
 - ・公社の規模が縮小した段階では、総務部門を他の団体あるいは県で担うことによって更 にコストを削減することが可能。
- (3)産業団地の売れ残りが公社廃止の理由の一つとされているが、これは事実関係を誤認している。

当該用地はもともと県の委託に基づいて公社が取得したもの。県はその時点の簿価で引き取ることになっていることから、連結ベースでみると(不良資産ではなく)公社廃止の理由とはならない。(現在、早期売却を進めることを前提とした価格で分譲を促進している。)

(特)長野県道路公社 (土木部道路建設課)		
現在の改革基本方針等 所管部局及び団体の主張		
「団体の廃止」	「団体の廃止時期の変更」	
・ 早い時期での廃止を検討する。	H 3 8 事業期限到来	
H 2 6 早期無料開放	県出資金(219億円 30億円程度)を県	
県出資金(219億円)は返還しない。	に返還する。	

理由 検討不十分

県全体(連結ベース)で見た場合の有利不利についての検討不足

- (1)現在の改革基本方針では、県出資金(219億円)の返還がなされず、県財政に影響。
- (2)県の一般財源から、維持管理費の県負担(毎年7億円程度)を12年間支出する必要が生じる。

現行の改革基本方針どおりH26廃止	事業期限到来後H38廃止
県出資金(219億円)を県に返還しな	県出資金(219億円 30億円程度)
l I.	を県に返還する。(県歳出を通じて県民
	に還元。)
維持管理費(年間7億円)を一般財源で	維持管理費(年間7億円)を料金収入か
負担。	らまかなうことができる。
利用者にとって料金(年間40億円)負	
担が不要となる。	
交通量増加による経済波及効果がある。	
(金額不明)	

H 2 6 廃止の場合、利用者が負担しなくなった額は、県に返済された出資金による県民への還元ができなくなることや、県が支出する維持管理費等によって、利用しない者を含めた県民全体が負担する結果となる。

県、公社、県民を連結ベースで見た場合、H 2 6 廃止の場合、県外の利用者が支払っている料金分の収入が失なわれることになる。

実施に当たっての障害を無視

(3) 有料道路制度上の問題ではなく、公社廃止を理由とした有料道路の全線無料化は全国的に事例がなく、制度の趣旨を没却するものであることから、国の許認可を得ることが困難。

(别)长野県下水道公在 (生活境境部生活排水刈束謀)		
現在の改革基本方針等	所管部局及び団体の主張	
「県関与の廃止」 ・ プロパー職員を登用し、団体の自律性を	「県関与の一部継続」 ・ プロパー職員の育成を進め、県職	

- 高める。 専門技術職員を単独で配置できない市町 村における監理・監督業務等の事業に特化
- 流域下水道の発注業務は県直接とし、公 社は民間事業者の評価・監視について県を 補完する。
- 哉員派遣は、

おおむね5年後に廃止。

・ 流域下水道の管理業務は、引き続き公社に委 託。

理由 検討不十分

県全体(連結ベース)で見た場合の有利不利について検討不足

(1) 現在の改革基本方針では、県は発注業務のみを行うとしているが、発注業務以外にも民 間には委託できない、つまり県が行わなければならない次の管理業務があることが理解さ れていなかった。

流域下水道管理者(県)が行うべき業務

- ・管理計画などの総括管理
- ・関係市町村、地元調整
- ・危機管理
- ・下水汚泥の適正な処分
- ・設備の更新計画、実施
- ・施設の増設計画
- (2)現在、この管理業務の一部を公社に業務委託して、県と公社が一体となって管理を行っ ている。これを直営とするためには、県が新たな技術専門家集団を作る必要がある。現在の 改革基本方針は、この技術専門家集団形成のコスト及び技術の移転コストを考慮していな い。なお、発注コストの減少はごく僅かである。

県が直接発注の場合のコスト(H18)	公社が発注する場合のコスト(H18)
33 億 7794 万円	33億7800万円(建設事務所 2億5600万円、
	公社 31 億 2200 万円)

公社発注に比べ6万円の縮減(県から公社への委託事務に係る経費の減 20H×@3.000円)

- 《参考》現在の改革基本方針の検討時に、県直接発注により人件費分の消費税(約1,500万円)が削減できる とされていたが、どちらも同額であり削減にならない。
- (3)「公社は民間事業者の評価・監視について県を補完する。」とされているが、この場合、 県と公社職員が一体となって職務を遂行しなければならず、労働者派遣法に違反する可能性 が高いという検討がなされていなかった。
- (4)短期的には、既に技術専門家集団が形成されている公社に管理業務を委託しながら、性 能発注の取り組みなどによりコスト削減を図ることが有効であり、経済的である。
- (5)中長期的には、民間への委託範囲の拡大により公社組織のスリム化を進めていく。
- 《参考》県直接発注になった場合、県の組織が肥大し職員定数が増大するが、「県組織のスリム化」という県民 の意向に反することになる。

(財)長野県暴力追放県民センター (警察本部組織犯罪対策課)		
現在の改革基本方針等	所管部局及び団体の主張	
「県関与の廃止」	「県関与の継続」	
・ センターの主要事業である暴力相談事業	活動に支障を生じないよう財政的支援を実	
は、本来、警察が担うべき事業。	施	
・ センターが、自発的意思に基づく民間運		
動として生まれ変わるため、県からの財政		
支援を廃止。		

理由 支障発生

- (1)改革基本方針策定後に開始した賛助会員募集業務のため、センターの本来の業務が 十分にできない。
- (2)県の財政的支援が減少する中で、市町村、企業等に財政的支援を求めることは、相 手方の理解を得ることが困難。(県警と密接な業務を行っているにもかかわらず、県 が何の支援もせず、他の人に支えてくれというのは無責任。)

理由 その他

県内暴力団情勢が著しく変化し、また、暴力団の資金源活動が伝統的資金源に加えて企業対象暴力や行政対象暴力に発展して来ている中で、センターが担う役割は益々重要となっている。

理由 検討不十分

(1)現在の改革基本方針では、警察が「開かれた暴力相談に取り組む」としているが、 実態を誤認しており、以下のように警察ではないセンターであってこそ役割を果たせ るケースがあることを考慮していない。

現在の改革基本方針を維持した場合には、結果として、相談しようとする者の行き 場を閉ざすこととなってしまう。

- ・ 相談者の中には、自らに何らかの非がある場合もあり、どれほど警察が窓口を開いても、相談をためらうことがある。
- ・ 暴力団の構成員から抜けたいと考える者に対して、直接警察が支援を行うことは、 捜査上の支障を生じることがある。
- (2)センターの役割は、直接行っている相談等の業務だけでなく、センターの長野県弁護士会民事介入暴力被害者救済センターなどの構成団体や、賛助会員である長野県公共料金等暴力対策協議会などの団体、企業といった民間での幅広い暴力追放運動を進めて行く際の推進母体としての役割を担っている。
- (3)また、現在の改革基本方針では、センターの公的役割を認めながら、それに対する 県の責任を全く考慮していない。

(財)長野県消防協会 (危機管理局消防課)		
現在の改革基本方針等	所管部局及び団体の主張	
「県関与の見直し」	「県関与の継続」	
(県と市町村及び団体との役割分担の明確	・ 消防団の充実強化に対して、県は担うべ	
化)	き役割がある。	
・ 消防行政は市町村が実施主体であり、県	・ 県の役割・責任を踏まえて、協会への県	
と市町村の役割分担を明確にする。	関与を継続。	
・ 協会事務局(本部・支部)については、	・ 今後の協会活動の内容について関係者と	
協会の自律性を高める。	検討を進めていく。	

理由 検討不十分

県は、消防に関して県と市町村、市町村相互間の連絡協調を図ることとされており(消防組織法第29条)地域の消防・防災業務の円滑な推進のため、担うべき役割が本来ある。このことから、県は市町村とともに、防災思想を普及し消防活動の強化充実を図ることを目的に消防協会を設立したものであり、また、その業務に対して支援する責任がある。

にもかかわらず、改革基本方針では、消防協会を設立して県の役割・責任を果たそうと した趣旨や今後のあり方に関しての本質的な議論をせずに、消防の実施主体が市町村であ ることのみを強調して、消防協会の活動に対して県が関わることを止めるのが合理的であ るとしている。

今回の見直しに当たっては、県が市町村とともに時代の流れに応じた消防団のあり方や 消防協会の活動内容を常に見直しを行っていく契機として、県消防協会の役割を認めた上 で改めて位置づけをしたい。

【参 考】協会支部事務の業務量

支部は各市町村消防団間の連携協調が主な事業であり、市町村間をまたがる区域を管轄 し、県の地域防災の要である地方事務所でその事務を担うことは県の役割でもある。

地方事務所における支部事務は県職員が職務専念義務免除で対応しており、支部運営費 は市町村が負担している。

協会支部事務業務量 顧問(所長)1人-4h、幹事長(課長)1人-40h、 (年間従事時間) 幹事(係長、係員)2人-232h

協会支部業務に関する職務専念義務免除の平均時間から算定

長野県出資等外郭団体 改革基本方針 検討課題

(特)長野県信用保証協会(商工部ビジネス誘発課)

(特)長野県農業信用基金協会(農政部農村振興課)

現在の改革基本方針等	所管部局及び団体の主張
「制度的な制約を解消した段階で統合」	「現在の体制で事業の効率化を図る。」
・ 事業の効率化及び業際に位置する事業者	(統合は実施しない。)
に対する保証拡大。	

理由 その他後発事象発生

統合が可能となるよう国に要望したが、国は法改正の予定無し。

理由 検討不十分

現行の基本方針では、団体の統合によって事業の効率化を図ることができるとしているが、これは誤認である。保証の対象者、関係する金融機関、制度の仕組みなどがそれぞれ 異なるため、団体を統合したとしても統一した事務処理はできず、コスト削減効果は見込めない。

また、電算システムがそれぞれの団体の系列で全国的に形成されており、長野県だけがどちらかに統一することはできない。